

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第88号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

～桑名駅西土地区画整理審議会委員選挙（借地権者）を行いました。～

土地区画整理審議会委員の任期（5年）満了に伴い、立候補の受付（定数：土地所有者7名、借地権者1名）を行った結果、土地所有者については選挙すべき委員の数をこえなかったため選挙は行われませんでした。

借地権者については、定数1名に対し2名の立候補があったため、7月17日に選挙を行い、選挙の結果「森 あや子さん」が当選されました。

【今回の選挙で、審議会委員になられた皆さん】

- ・土地所有者 「渡辺 醇」・「高木 雅子」・「岩田 長春」・「石井 幸一」
「伊藤 美壽」・「不破 利郎」・「加藤 純子」
- ・借地権者 「森 あや子」 (敬称略)

桑名駅周辺整備事務所からのお知らせ

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

（問い合わせ先：桑名県税事務所 ☎ (0594) 24-3614）

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又は サンファールにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅周辺整備事務所が発行しています。（認印が必要です。）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 □□□番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

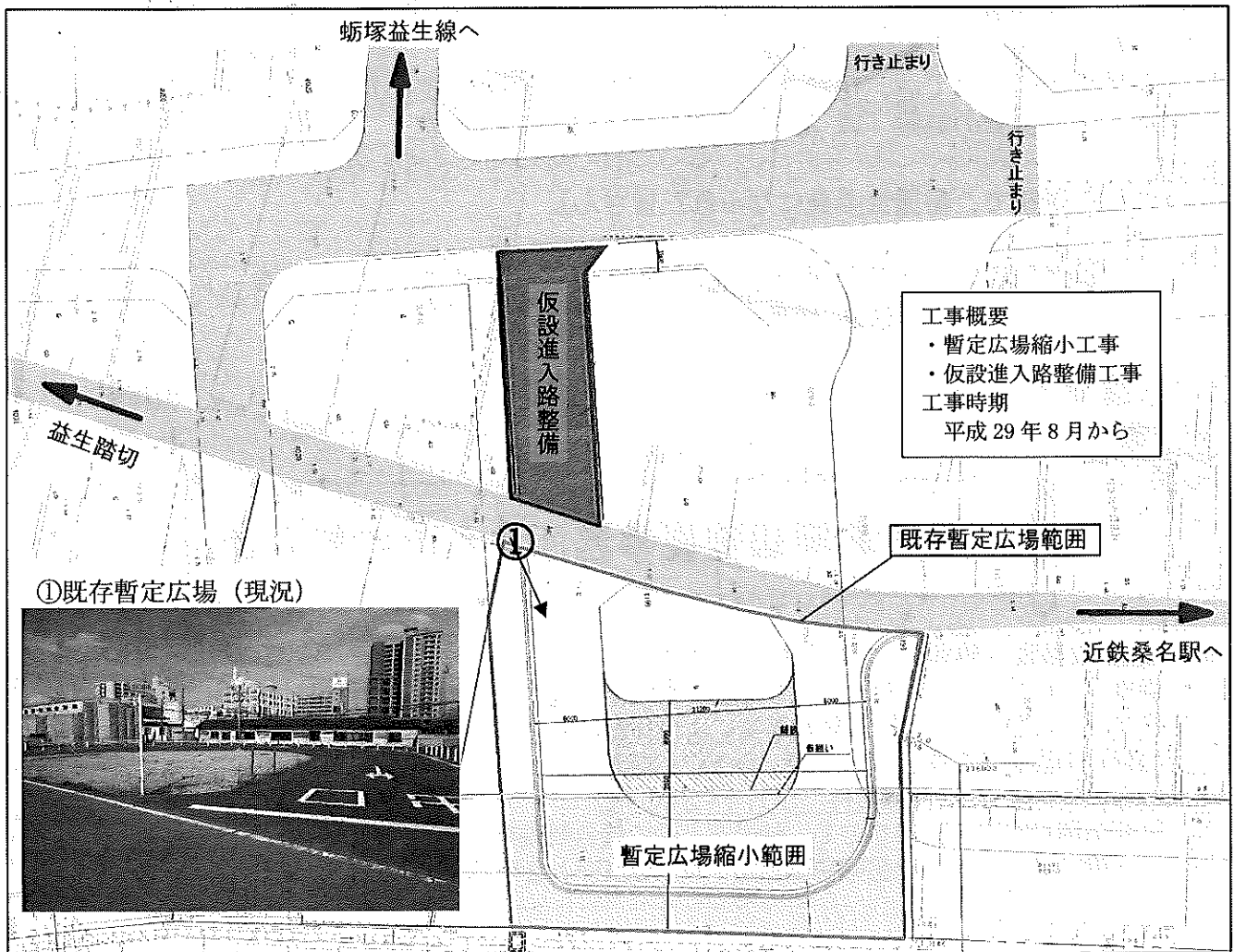
仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要ですので、該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

★★桑名駅自由通路整備事業のお知らせ★★

桑名駅西土地区画整理事業地内におきまして、平成29年8月頃より桑名駅自由通路整備事業の工事が始まります。工事着手に伴い、暫定広場において工事ヤード等の確保のため、下図の通り広場の縮小工事及び進入路の整備を行います。

同区画整理事業地内の皆様におかれましては、工事車両の通行等でご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を、よろしくお願いいたします。



事業に関するお問い合わせ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅周辺整備事務所 区画整理補償課

市街地整備課

計画・補償係

管理係

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp

まちづくり整備係

工務係

E-mail: shigaichim@city.kuwana.lg.jp

TEL : 0594-24-1439

TEL : 0594-41-4401

TEL : 0594-24-1196

TEL : 0594-24-1368

FAX : 0594-24-6338